

令和7年度（補正予算） 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程

令和5年6月23日環補電第5-002号
改正 令和6年3月8日環補電ホ第5-012号
改正 令和7年3月31日環補電ホ第6-092号
改正 令和8年1月7日環補電ホ第7-074号
改正 令和8年3月9日環補電ホ第7-109号
改正 令和8年4月22日環補電ホ第8-007号

一般財団法人環境優良車普及機構 制定

（通則）

第1条 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付要綱（令和8年2月2日付け環水大モ発第2602021号。以下「交付要綱」という。）及び商用車等の電動化促進事業（トラック）実施要領（令和8年2月2日付け環水大モ発第2602021号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付規程の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

4 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。

- 5 別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。
- 6 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、対象となる車両については、実施要領第3(6)②に定める導入対象車両の事前登録申請日までに、以下の取組の実施について表明する者により生産等されたものに限る。

ア 以下(i)～(iii)のCO₂排出削減のための取組を実施すること。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなす。ただし、多排出者以外の者又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者については、CO₂排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができる。

(i) 令和8年度及び令和12年度の国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和8年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表すること。

(注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

(iii) 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。

イ 当該生産品に関し、自社の成長(例:コスト競争力の向上や海外市場の獲得)につながる今後の方針を策定すること。

ウ 必要な人材の確保に向けた取組(例:継続的な賃上げ)を進めること。

また、機構は、大臣から指示があった場合は、交付の対象となったトラックの生産者等に対し上記ア～ウに関する報告を求め、これを大臣に報告すること。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書その他機構が必要と認める書類を機構に提出しなければならない。

なお、別紙1の2に規定する申請者のうち、多排出者については、交付申請日までに、様式第1(その9)によるCO₂排出削減のための取組の実施に係る表明書を機構に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助事業により取得する財産について抵当権を設定しようとする場合は、様式第1(その10の1)により機構の承認を受けなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 機構は、第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった

場合には、速やかに様式第7の1による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第7の2による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅延なく様式第8による名称変更等報告書により機構に報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 機構は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に商用車等の電動化促進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年

法律第89号)第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には機構が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者を含む。)から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 機構が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が機構に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 機構は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 機構は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 機構は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又は機構は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日（補助事業者が第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車を購入済みであった場合は、第7条第1項の規定による交付決定を行った日）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月12日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書その他機構が必要と認める書類を機構に提出しなければならない。なお、第8条第1項第十四号に定める様式第10による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

2 機構は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙1の2④の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で機構の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 機構は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の廃止の申請があった場合又は次

の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別添誓約書による暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 機構は、前項の取消しを行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 機構は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第14による翌年度補助事業開始承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後1年間の期間について年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の二酸化炭素削減効果等について、様式第15による事業報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（交付申請等の方法等）

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、同項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第六号の規定に基づく状況報告、同項第七号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産等管理台帳、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

- 2 機構は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 機構、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は機構が定める方法で手続きを行うことができる。
- 4 申請者又は補助事業者は、第1項の規定により交付申請等を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。
- 5 機構は、第2項の規定による通知、承認、指示又は命令を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

（秘密の保持）

第18条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第19条 申請者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年3月8日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、令和5年度補正予算に係る補助金から適用し、令和5年度当初予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、令和6年度補正予算に係る補助金から適用し、令和5年度補正予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年1月7日から施行する。
- 2 改正後の規程様式を使用しない場合は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年3月9日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、令和7年度補正予算に係る補助金から適用し、令和6年度補正予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月22日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、令和7年度補正予算に係る補助金から適用し、令和6年度補正予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 交付額の策定方法
商用車等の電動化促進事業	トラック ^(注1) に係る電気自動車 ^(注2) の導入を行う事業に必要な経費で機構が承認した経費	第2欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第2欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の2/3をベースに、機構が必要と認めた額 ^(注5)	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ アにより算出された額と第3欄で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	トラック ^(注1) に係るプラグインハイブリッド自動車の導入を行う事業に必要な経費で機構が承認した経費	第2欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第2欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の1/2をベースに、機構が必要と認めた額 ^(注5)	同上
	トラック ^(注1) に係る燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車の導入を行う事業に必要な経費で機構が承認した経費	第2欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第2欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の3/4をベースに、機構が必要と認めた額 ^(注5)	同上
	トラック ^(注1) に係る以下のいずれかの自動車への改造を行う事業 ・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・燃料電池自動車 ・水素内燃機関型自動車	機構が必要と認めた額の3/4、2/3、又は1/2 ^(注5)	同上
	電気自動車 ^(注2) 用充電設備 ^(注6) 等の導入を行う事業に必要な経費で機構が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	・充電設備、外部給電器、充放電設備及び受電設備の購入に係る経費の内、機構が必要と認めた額の10/10、1/2又は1/3 ・工事にかかる経費の内、機構が必要と認めた額の10/10 ^(注7)	同上

※複数年度事業の場合は翌年度についても申請時点の補助率を適用。

(注1) トラックについては、車両総重量（ベース車両における車両総重量をいう。以下同じ。）2.5t超の自家用若しくは事業用又は車両総重量2.5t以下の事業用とする。トラックをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

(注2) バッテリー交換式電気自動車も含む。

(注3) 第2欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車（以下「標準車両」という。）の価格については、車両製造事業者等からの報告において把握された車両価格とする。

(注4) 標準車両の価格と第2欄に掲げる経費との差額は、原則、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて算定するものとする。

(注5) 軽自動車にあつては、100万円を上限とする。

(注6) 電気自動車用充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置する充電設備に限るものとする。

(注7) バッテリー交換式電気自動車の運用に必要な設備(交換用バッテリー及び交換ステーション等)も含むものとする。

① 充電設備の補助基準額の算定は、充電設備の販売者等が定めた機器の定価及び充電設備工事事業者の見積額（実施要領別表第1第3欄に記載の経費に準じた費用が積算されていること。）の和で、機構が必要と認めた範囲内の額に10/10、1/2 又は1/3・工事にかかる経費の内、機構が必要と認められた額の10/10を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て）とする。

② 設備工事費に係る補助対象経費は、機構が別に定める。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）

設備費		(間接工事費) 共通仮設費	<p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要す</p>

業務費	業務費		<p>る経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1137 496 1182">号</th> <th data-bbox="496 1137 1161 1182">区 分</th> <th data-bbox="1161 1137 1385 1182">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1182 496 1227">1</td> <td data-bbox="496 1182 1161 1227">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1161 1182 1385 1227">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1227 496 1272">2</td> <td data-bbox="496 1227 1161 1272">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1161 1227 1385 1272">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1272 496 1317">3</td> <td data-bbox="496 1272 1161 1317">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1161 1272 1385 1317">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%	
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

- (1) 本事業は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車であって一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されているトラック（バンを含む。以下「電気トラック」という。）及び当該電気自動車、プラグインハイブリッド自動車へ電気を供給する設備（以下「充電設備等」という。）の導入に要する経費の一部を補助することにより、これらの自動車及び充電設備等の普及初期の導入加速を支援し、反復・継続した走行に伴うCO₂排出削減につなげ、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進する。
- (2) 電気トラックについては、環境省の「商用車等の電動化促進事業」補助金に係る車両の事前登録を受けている貨物自動車を補助対象とする。
- (3) 充電設備等については、本補助事業において、(2)の車両導入と一体的に行われたもので、補助対象事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置する充電設備等に限るものとする。
- (4) 本事業は、費用の発生が伴わない事業については補助対象として認められない。

2 補助対象事業者

- (1) 商用車等の電動化促進事業の補助金の交付申請を行える者は、以下の要件のいずれかに該当する者とする。
 - ① 貨物自動車運送事業者
 - ② 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量2.5トン超の車両に限る。）
 - ③ 商用車（トラック等）の貸渡し（リース・レンタル）を業とする者（①、②、④又は⑦に貸渡しする者に限る。）
 - ④ 地方公共団体
 - ⑤ 貨物自動車運送事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる貨物自動車運送事業者に、自らが所有するトラック車両を貸与する者
 - ⑥ トラックと一体的に導入される充電設備を所有する（リースの貸渡し先を含む）者（①、②、③、④、⑤又は⑦のトラック車両と一体的に導入される場合に限る。）
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する複数の者にて構成されるコンソーシアム（共同事業体）
 - ⑧ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て、機構が適当と認める者

なお、④を除く者のうち、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和4年度CO₂排出量が20万t以上の者（以下「多排出者」という。）については、交付申請日までに、以下(i)及び(ii)のCO₂排出削減のための取組の実施について表明する者に限る。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなす。

取組については、様式第1（その9）で表明することとする。

- (i) 令和8年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和8年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。

(注) 第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット若しくは JCM その他国内の CO2 排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、申請できない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ② 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受け旅館業を営む者であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者
- ③ ①及び②に掲げる者の他、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと大臣が判断する者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第 8 条第 1 項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 使用に係る状況の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減効果を把握し、この規程及び機構の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

5 複数年度事業の廃止

複数年度で事業を完成させることを前提として交付決定された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返還させる場合がある。

ただし、初年度に車両の導入が完了している場合を除く。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

交付規程様式等

- 様式第1の1 交付申請書 (第5条関係)
- 様式第1の2 交付申請書 (第5条関係)
- 様式第1の3 交付申請書 (第5条関係)
- 様式第1の4 共同事業者申請書
 - その5の1 実施計画書 (車両使用者)
 - その5の2 実施計画書 (充電設備)
 - その6の1 実施計画書 (導入予定表)
 - その6の2 実施計画書 (導入予定表) 国庫債務負担分
 - その7の1 【複数年度事業】実施計画書 (全体)
 - その7の2 【複数年度事業 (翌年度分)】実施計画書 (車両使用者)
 - その7の3 【複数年度事業 (翌年度分)】実施計画書 (充電設備)
 - その8 【複数年度事業 (翌年度分)】実施計画書 (導入予定表)
 - その9 表明書
 - 別添 誓約書
 - その10の1 財産処分 (抵当権の設定) 承認申請書 (第5条関係)
 - その10の2 財産処分 (抵当権の設定) 承認申請書 (第5条関係) (車両)
 - その10の3 財産処分 (抵当権の設定) 承認申請書 (第5条関係) (充電設備)
 - その11 非化石エネルギー自動車の区分別導入台数とその割合 (計画)
- 様式第2 変更交付申請書 (第6条関係)
- 様式第3 交付決定通知書 (第7条関係)
- 様式第4 変更交付決定通知書 (第7条関係)
- 様式第5 計画変更承認申請書 (第8条関係)
- 様式第6 中止 (廃止) 承認申請書 (第8条関係)
- 様式第7の1 遅延報告書 (第8条関係)
- 様式第7の2 遂行状況報告書 (第8条関係)
- 様式第8 名称変更等報告書 (第8条関係)
- 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (第8条関係)
- 様式第10 取得財産等管理台帳 (第8条関係)
- 様式第11の1 完了実績報告書 (第11条関係)
- 様式第11の2 完了実績報告書 (第11条関係)
- 様式第11の3 完了実績報告書 (第11条関係)
 - その4の1 実施報告書 (車両)
 - その4の2 実施報告書 (充電設備)
 - その5 完了実績報告書 (実績)
- 様式第12 交付額確定通知書 (第12条関係)
 - リース料金算定根拠明細書
- 様式第13 精算払請求書 (第13条関係)
- 様式第14 翌年度補助事業開始承認申請書 (第15条関係)
- 様式第15 事業報告書 (第16条関係)

走行データ報告書

様式第1の1(第5条関係)

令和 第 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡しリースの場合))^{注2}

令和7年度補正予算 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付申請書
(トラックを申請する場合)

令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 補助事業の目的及び内容 様式第1(その5の1)及び(その6の1)のとおり
※複数年度事業の場合、加えて様式第1(その7の1)及び翌年度分の実施計画書^{注3}のとおり
- 前年度申請番号及び交付決定年月日^{注4}((申請番号:)令和 年 月 日 第 号)
- 補助金交付申請額^{注5} 金 円
- 補助事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 複数年度事業の開始及び完了予定年月日^{注4} 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 補助対象充電設備の申請番号()
- 複数年度事業で、翌年度に充電設備の補助金申請予定(該当する欄に○を付す)

	有		無
--	---	--	---

8 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)		
	電話番号	FAX 番号	
	E メールアドレス @		
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)		
	住所 〒 -		
	電話番号	FAX 番号	
	E メールアドレス @		

9 添付資料 様式第1(その5の1)及び(その6の1)

※複数年度事業であっても、当該年度に必要な金額(単年度分のみ)を申請すること。複数年度の合計金額で申請しないこと

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること

注2 使用者が複数であり共同申請する場合は、その共同の詳細(使用形態等)な書類を提出すること

注3 複数年度事業で、翌年度にトラックを導入する場合は様式第1(その7の2)及び(その8)、充電設備を導入する場合は様式第1(その7の3)を提出すること

注4 複数年度事業申請で、翌年度(2年目)に申請する場合にのみ記載すること。

注5 様式第1(その6の1)に記載されている台数分の合計額を記載

様式第1の1(第5条関係)

令和 第 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))^{注2}

令和7年度補正予算 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付申請書
(トラックを申請する場合(国庫債務負担行為分))

令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その5の1)及び(その6の2)のとおり
- 2 補助金交付申請額^{注3} 令和 年度 金 円
補助金交付申請額^{注3} 令和 年度 金 円
補助金交付申請額^{注3} 令和 年度 金 円
- 3 補助事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 補助対象充電設備の申請番号()
- 5 充電設備の導入予定(該当する欄に○を付す)

	有		無
--	---	--	---

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)		
	電話番号		FAX 番号
	Eメールアドレス @		
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)		
	住所 〒 -		
	電話番号		FAX 番号
	Eメールアドレス @		

7 添付資料 様式第1(その5の1)及び(その6の2)

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること

注2 使用者が複数であり共同申請する場合は、その共同の詳細(使用形態等)な書類を提出すること

注3 様式第1(その6の2)に記載されている台数分の合計額を記載すること

注4 トラックと一体的に導入される充電設備等を申請する場合は、様式第1の2と様式第1(その5の2)を提出すること

様式第1の2(第5条関係)

令和 第 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))^{注2}

令和7年度補正予算 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付申請書
(充電設備を申請する場合)

令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 補助事業の目的及び内容 様式第1(その5の2)のとおり
※複数年度事業の場合、加えて様式第1(その7の1)及び翌年度分の実施計画書^{注3}のとおり
- 前年度申請番号及び交付決定年月日^{注4}((申請番号:)令和 年 月 日 第 号)
- 補助対象経費^{注5} 金 円
- 補助金交付申請額^{注5} 金 円
- 補助事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 複数年度事業の開始及び完了予定年月日^{注4} 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 補助対象車両の申請番号()
- 複数年度事業で、翌年度にトラックの導入予定(該当する欄に○を付す)

	有		無
--	---	--	---

9 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)		
	電話番号	FAX 番号	
	E メールアドレス @		
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)		
	住所 〒 -		
	電話番号	FAX 番号	
	E メールアドレス @		

10 添付資料 様式第1(その5の2)

※複数年度事業であっても、当該年度に必要な金額(単年度分のみ)を申請すること。複数年度の合計金額で申請しないこと

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること

注2 使用者が複数であり共同申請する場合は、その共同の詳細(使用形態等)な書類を提出すること

注3 複数年度事業で、翌年度にトラックを導入する場合は様式第1(その7の2)及び(その8)、充電設備を導入する場合は様式第1(その7の3)を提出すること

注4 複数年度事業で、翌年度(2年目)に申請する場合にのみ記載すること

注5 様式第1(その5の2)に記載されている台数分の合計額を記載

様式第1の3(第5条関係)

令和 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))^{注2}

令和7年度補正予算 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付申請書
(改造車を申請する場合)

令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 補助事業の目的及び内容 様式第1(その5の1)及び(その6の1)のとおり
※複数年度事業の場合、加えて様式第1(その7の1)及び翌年度分の実施計画書^{注3}のとおり
- 前年度申請番号及び交付決定年月日^{注4}((申請番号:)令和 年 月 日 第 号)
- 補助金対象経費^{注5} 金 円
- 補助金交付申請額^{注5} 金 円
- 補助事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 複数年度事業の開始及び完了予定年月日^{注4} 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 複数年度事業で、翌年度に充電設備の補助金申請予定(該当する欄に○を付す)

	有		無
--	---	--	---

8 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	FAX 番号
	E メールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	FAX 番号
	E メールアドレス @	

10 添付資料 様式第1(その5の1)及び(その6の1)

※複数年度事業であっても、当該年度に必要な金額(単年度分のみ)を申請すること。複数年度の合計金額で申請しないこと。

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること

注2 使用者が複数であり共同申請する場合は、その共同の詳細(使用形態等)な書類を提出すること。

注3 複数年度事業で、翌年度にトラックを導入する場合は様式第1(その7の2)及び(その8)、充電設備を導入する場合は様式第1(その7の3)を提出すること

注4 複数年度事業で、翌年度(2年目)に申請する場合にのみ記載すること。

注5 様式第1(その6の1)に記載されている台数分の合計額を記載

様式第1の4

令和 第 年 月 号 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖 殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名

令和7年度補正予算 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(トラック))
共同事業者申請書

標記について、以下のとおり申請します。

_____が代表申請者として実施する令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))に共同申請者として参画します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	FAX 番号
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	FAX 番号
	Eメールアドレス @	

注 別紙にて本申請の商流を添付すること

様式第1(その5の1)

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック) 実施計画書 (車両使用者)

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先) 事業者名又は個人の場合は氏名 注1		
住所		
資本金(事業者の場合)		円
従業員数(事業者の場合)		人
車両使用者の経営する 事業		1. 運輸、運送、倉庫 2. 鉄道、道路関連 3. 航空、宇宙関連 4. 製造
該当事業の番号を記入→		5. 販売、卸し、飲食、小売り、コンビニ 6. 服飾 7. 建設、住宅、土木関連 8. 農林、水産 9. 医療、福祉関連 10. 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関 11. 電気、通信、情報、IT 関連 12. レンタル 13. ビル、ホテル、旅館、レジャー施設、各種サービス 14. その他()
車両の用途		1. 貨物運送 2. 機材・部品運搬 3. 塵芥運搬 4. 特種用途
該当事業の番号を記入→		5. 自社製品・荷物搬送(自家用) 6. 移動販売車 7. 調理販売 8. レンタル 9. 製品プロモーション・デモンストレーション 10. その他()

注1 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入

様式第1(その5の2)

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(充電設備)(型式ごとに提出)

充電機器	メーカー名 ^{注2} : 型 式 ^{注2} : 製造番号 ^{注2} : 出力電力 ^{注2} : kW 認証登録 ^{注5} : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他証明書 台数: 台 (総口数 <input type="checkbox"/>)
営業所名	
営業所位置(使用の本拠の位置・住所)	
所要経費	金額
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注3}	円
(2)-1 基準額 ^{注4}	円
(3)-1 上限額	円
(4)-1 補助金所要額(充電機器・1台) 「(2)-1」と「(3)-1」を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)	円
(5)-1 補助金所要額・充電機器(「(4)-1」×台数)	円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}	円
(2)-2 基準額 ^{注4}	円
(3)-2 補助金所要額(工事費・全体) 「(2)-2」と上限額を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)	円
(1)-3 補助金所要額・充電設備(「(5)-1」+「(3)-2」)	円

(1)-4 充電設備の総事業費(「(1)-1」×台数+「(1)-2」) ^{注6}	円
(2)-4 寄付金その他の収入 ^{注6}	円
(3)-4 補助対象経費支出予定額(「(1)-4」-「(2)-4」)	円
(4)-4 補助金所要額((1)-3) ^{注6}	円
(5)-4補助金交付申請額・充電設備 「(3)-4」と「(4)-4」を比較して少ない額	円

注1 充電設備型式ごとに本様式(様式第1(その5の2))を複数枚記載して添付する

注2 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない

注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額とする

注5 該当する項目に☑を付す

注6 複数の型式の充電設備を導入する場合、(1)-4以降の欄は全ての型式分の合計額を記載する(例えば、(1)-4には全ての型式分の充電機器に係る事業費(工事費含む)の合計を記載する)

様式第1(その6の1)
 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(導入予定表)
 ※型式ごとに記入

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人の場合は氏名 ^{注1}					
補助対象車両	種類 ^{注2}	BEV		PHEV		FCV
		バッテリー交換式		水素内燃		改造車
	区分 ^{注3}	軽自動車(バン)		軽自動車(トラック)		トラクタ
		トラック(小型)		トラック(中型)		トラック(大型)
	事業用・自家用		事業用			自家用
	車名 ^{注4}					
	通称名 ^{注4}					
型式 ^{注4}	—		バッテリーサイズ等 ^{注5}			
導入計画	営業所名			営業所位置 (使用本拠の位置・住所)		
	令和7年度(補正)	導入車両(令和8年2月2日～令和9年1月15日)				
	導入計画台数 ^{注6}	(A)				台
	(1) 補助対象経費 ^{注7} (補助対象車両価格)					円
	(2) 寄付金その他の収入					円
	(3) 補助対象経費支出額((1)-(2))					円
	(4) 基準額 ^{注8}					円
	(5) 値引額 ^{注9}					円
	(6) 値引額×係数 ^{注10}					円
	(7) 基準額-(値引額×係数) ((4)-(6)) ^{注11}					円
	(8) 補助金交付申請額の算定 (3)と(7)を比較して少ないほうの額	(B)				円
(9) 交付申請額 ^{注12}	(A)×(B)				円	
抵当権設定の予定		有り			無し	
本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金 以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無		有り			無し	

注1 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入

注2 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車

注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは

大型車 車両総重量(GVW)12t超

中型車 車両総重量(GVW)7.5t超12t以下

小型車 車両総重量(GVW)2.5t超7.5t以下

注4 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること

注5 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する

注6 車名、型式、車の種類、区分(以下「区分等」という。)が同じ車両、同じ値引額の申請台数を記載

なお、種類等が異なる場合は、本様式(様式第1(その6の1))を複数枚記載して添付する

注7 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取り価格は含まない
改造車両の場合、改造事業者が算出した改造に要する費用で当機構が承認した経費

注8 基準額:「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額

注9 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する
(値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする)

注10 係数は次の通りとする 電気自動車:2/3、プラグインハイブリッド自動車:1/2、燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車:3/4

注11 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

注12 交付申請額:導入計画台数 (A)×(B) 改造車は環境省と協議の上算出

※ 同じ型式で事業用と自家用の両方を申請の場合は基準額が異なるため、この様式は分けて記入すること

様式第1(その6の2)

商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(導入予定表) (国庫債務負担行為分)

※型式ごとに記入

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人の場合は氏名 ^{注1}				
補助対象車両	種類 ^{注2}	BEV	PHEV	FCV	
		バッテリー交換式	水素内燃	改造車	
	区分 ^{注3}	軽自動車(バン)	軽自動車(トラック)	トラクタ	
		トラック(小型)	トラック(中型)	トラック(大型)	
	事業用・自家用	事業用		自家用	
	車名 ^{注4}				
	通称名 ^{注4}				
型式 ^{注4}	-		バッテリーサイズ等 ^{注5}		
導入計画	営業所名	営業所位置 (使用本拠の位置・住所)			
	令和7年度(補正)	導入車両(令和8年2月2日～令和9年1月15日)			
	導入計画台数 ^{注6}	(A)			台
	(1) 補助対象経費 ^{注7} (補助対象車両価格)				円
	(2) 寄付金その他の収入				円
	(3) 補助対象経費支出額(1)-(2)				円
	(4) 基準額 ^{注8}				円
	(5) 値引額 ^{注9}				円
	(6) 値引額×係数 ^{注10}				円
	(7) 基準額-(値引額×係数) (4)-(6) ^{注11}				円
	(8) 補助金交付申請額の算定 (3)と(7)を比較して少ないほうの額	(B)			円
(9)交付申請額 ^{注12}	(A)×(B)			円	
抵当権設定の予定		有り		無し	
本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金 以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無			有り		無し
導入計画 ^{注12} 国庫債務負担分	営業所名	営業所位置 (使用本拠の位置・住所)			
	導入計画台数 ^{注6}	(A)			台
	(1) 補助対象経費 ^{注7} (補助対象車両価格)				円
	(2) 寄付金その他の収入				円
	(3) 補助対象経費支出額(1)-(2)				円
	(4) 基準額 ^{注8}				円
	(5) 値引額 ^{注9}				円
	(6) 値引額×係数 ^{注10}				円
	(7) 基準額-(値引額×係数) (4)-(6) ^{注11}				円
	(8) 補助金交付申請額の算定 (3)と(7)を比較して少ないほうの額	(B)			円
	(9)交付申請額 ^{注12}	(A)×(B)			円
抵当権設定の予定		有り		無し	
本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金 以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無			有り		無し

- 注1 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入
- 注2 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車
- 注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは
大型車 車両総重量(GVW)12t超、中型車 車両総重量(GVW)7.5t超12t以下、小型車 車両総重量(GVW)2.5t超7.5t以下
- 注4 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること
- 注5 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する
- 注6 車名、型式、車の種類、区分(以下「区分等」という。)が同じ車両、同じ値引額の申請台数を記載
なお、種類等が異なる場合は、本様式(様式第1(その6の2))を複数枚記載して添付する
- 注7 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取り価格は含まない
改造車両の場合、改造事業者が算出した改造に要する費用で当機構が承認した経費
- 注8 基準額:「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額
- 注9 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する
(値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする)
- 注10 係数は次の通りとする 電気自動車:2/3、プラグインハイブリッド自動車:1/2、燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車:3/4
- 注11 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする
- 注12 交付申請額:導入計画台数(A)×(B) 改造車は環境省と協議の上算出
- 注13 国庫債務負担行為の申請をする場合のみ記載すること
- ※ 同じ型式で事業用と自家用の両方を申請の場合は基準額が異なるため、この様式は分けて記入すること

様式第1(その7の1)

【複数年度事業】

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(全体)

<p>補助対象車両</p>	<p>複数年度で導入する合計台数^{注7}：</p> <p>○詳細^{注1}</p> <table border="1" data-bbox="395 407 1374 645"> <tr> <td data-bbox="395 407 534 454">種類^{注2}</td> <td data-bbox="534 407 813 454">BEV</td> <td data-bbox="813 407 1093 454">PHEV</td> <td data-bbox="1093 407 1374 454">FCV</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 454 534 501"></td> <td data-bbox="534 454 813 501">バッテリー交換式</td> <td data-bbox="813 454 1093 501">水素内燃</td> <td data-bbox="1093 454 1374 501">改造</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 501 534 548">区分^{注3}</td> <td data-bbox="534 501 813 548">軽自動車(バン)</td> <td data-bbox="813 501 1093 548">軽自動車(トラック)</td> <td data-bbox="1093 501 1374 548">トラックタ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 548 534 595"></td> <td data-bbox="534 548 813 595">トラック(小型)</td> <td data-bbox="813 548 1093 595">トラック(中型)</td> <td data-bbox="1093 548 1374 595">トラック(大型)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 595 534 645">用途</td> <td colspan="2" data-bbox="534 595 1093 645">事業用</td> <td data-bbox="1093 595 1374 645">自家用</td> </tr> </table> <p>車名^{注4}：</p> <p>通称名^{注4}：</p> <p>型式^{注4}：</p> <p>バッテリーサイズ等^{注5}：</p> <p>台数^{注6}：</p>	種類 ^{注2}	BEV	PHEV	FCV		バッテリー交換式	水素内燃	改造	区分 ^{注3}	軽自動車(バン)	軽自動車(トラック)	トラックタ		トラック(小型)	トラック(中型)	トラック(大型)	用途	事業用		自家用
種類 ^{注2}	BEV	PHEV	FCV																		
	バッテリー交換式	水素内燃	改造																		
区分 ^{注3}	軽自動車(バン)	軽自動車(トラック)	トラックタ																		
	トラック(小型)	トラック(中型)	トラック(大型)																		
用途	事業用		自家用																		
<p>補助対象充電設備等</p>	<p>複数年度で導入する充電設備等の合計台数・口数^{注7}：</p> <p>○詳細^{注1}</p> <p>メーカー名^{注8}：</p> <p>型式^{注8}：</p> <p>製造番号^{注8}：</p> <p>出力電力^{注8}： kW</p> <p>認証登録：<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 その他証明書<input type="checkbox"/></p> <p>台数： 台(総口数 口)</p>																				
<p>事業実施スケジュール^{注9}</p>	<p>【初年度(1年目)】</p> <p>【翌年度(2年目)】</p>																				
<p>初年度(1年目)所要経費詳細</p>	<p>様式第1(その5の1)、(その5の2)及び(その6の1)のとおり</p>																				
<p>翌年度(2年目)所要経費詳細</p>	<p>様式第1(その7の2)、(その7の3)及び(その8)のとおり</p>																				

注1 種類が2種類以上ある場合は、種類ごとに記載すること

注2 BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車、FCV：燃料電池自動車

注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは

大型車 車両総重量(GW) 12t超

中型車 車両総重量(GW) 7.5t超12t以下

小型車 車両総重量(GW) 2.5t超7.5t以下

注4 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名及び型式であること

注5 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する

注6 車名、型式及び車両の種類が同じ車両の申請台数を記載する

注7 複数種類を入れる場合は、種類ごとに何台(何口)導入予定か記載すること

注8 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する

注9 事業実施スケジュールを記入すること。複数年度事業の全工程を含めたスケジュールとし、今回申請の事業により、何をどこまで実施するのかが明らかになるように詳細に記入すること。翌年度所要経費も記入すること。また、車両、充電設備等を導入する時期、稼働開始予定は必ず記入すること

注10 記入欄が少ない場合は、適宜様式を引き伸ばして使用すること

様式第1(その7の2)

【複数年度事業（翌年度分）】

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック) 実施計画書（車両使用者）

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先) 事業者名又は個人の場合は氏名 注1		
住所		
資本金(事業者の場合)		円
従業員数(事業者の場合)		人
車両使用者の経営する 事業		<ol style="list-style-type: none"> 1. 運輸、運送、倉庫 2. 鉄道、道路関連 3. 航空、宇宙関連 4. 製造
該当事業の番号を記入→		<ol style="list-style-type: none"> 5. 販売、卸し、飲食、小売り、コンビニ 6. 服飾 7. 建設、住宅、土木関連 8. 農林、水産 9. 医療、福祉関連 10. 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関 11. 電気、通信、情報、IT 関連 12. レンタル 13. ビル、ホテル、旅館、レジャー施設、各種サービス 14. その他()
車両の用途		<ol style="list-style-type: none"> 1. 貨物運送 2. 機材・部品運搬 3. 塵芥運搬 4. 特種用途
該当事業の番号を記入→		<ol style="list-style-type: none"> 5. 自社製品・荷物搬送(自家用) 6. 移動販売車 7. 調理販売 8. レンタル 9. 製品プロモーション・デモンストレーション 10. その他()

注1 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入

様式第1(その7の3)

【複数年度事業（翌年度分）】

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(充電設備) (型式ごとに提出)

充電機器	メーカー名 ^{注2} :	
	型式 ^{注2} :	
	製造番号 ^{注2} :	
	出力電力 ^{注2} :	kW
	認証登録 ^{注5} : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他証明書	
台数:	台 (総口数 <input type="checkbox"/>)	
営業所名		
営業所位置(使用の本拠の位置・住所)		
所要経費		金額
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注3}		円
(2)-1 基準額 ^{注4}		円
(3)-1 上限額		円
(4)-1 補助金所要額(充電機器・1台) 「(2)-1」-「(4)-1」と「(3)-1」を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円
(5)-1 補助金所要額・充電機器(「(4)-1」×台数)		円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		円
(2)-2 基準額 ^{注4}		円
(3)-2 補助金所要額(工事費・全体) 「(2)-2」と上限額を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		円
(1)-3 補助金所要額・充電設備(「(5)-1」+「(3)-2」)		円
(1)-4 充電設備の総事業費(「(1)-1」×台数+「(1)-2」) ^{注6}		円
(2)-4 寄付金その他の収入 ^{注6}		円
(3)-4 補助対象経費支出予定額(「(1)-4」-「(2)-4」)		円
(4)-4 補助金所要額((1)-3) ^{注6}		円
(5)-4 補助金交付申請額・充電設備 「(3)-4」と「(4)-4」を比較して少ない額		円

注1 充電設備型式ごとに本様式(様式第1(その7の3))を複数枚記載して添付する

注2 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない

注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額とする

注5 該当する項目に☑を付す

注6 複数の型式の充電設備を導入する場合、(1)-4以降の欄は全ての型式分の合計額を記載する(例えば、(1)-4には全ての型式分の充電機器に係る事業費(工事費含む)の合計を記載する)

様式第1(その8)

【複数年度事業(翌年度分)】
商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(導入予定表)

※型式ごとに記入

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人の場合は氏名 ^{注1}				
補助対象車両	種類 ^{注2}	BEV	PHEV	FCV	
		バッテリー交換式	水素内燃	改造車	
	区分 ^{注3}	軽自動車(バン)	軽自動車(トラック)	トラクタ	
		トラック(小型)	トラック(中型)	トラック(大型)	
	事業用・自家用	事業用		自家用	
	車名 ^{注4}				
	通称名 ^{注4}				
型式 ^{注4}			バッテリーサイズ等 ^{注5}		
導入計画	営業所名	営業所位置 (使用本拠の位置・住所)			
	令和7年度(補正)	導入車両(令和8年2月2日～令和9年1月15日)			
	導入計画台数 ^{注6}	(A)			台
	(1) 補助対象経費 ^{注7} (補助対象車両価格)				円
	(2) 寄付金その他の収入				円
	(3) 補助対象経費支出額((1)-(2))				円
	(4) 基準額 ^{注8}				円
	(5) 値引額 ^{注9}				円
	(6) 値引額×係数 ^{注10}				円
	(7) 基準額-(値引額×係数) ((4)-(6)) ^{注11}				円
	(8)補助金交付申請額の算定 (3)と(7)を比較して少ない方の額	(B)			円
	(9)交付申請額 ^{注12}	(A)×(B)			円
抵当権設定の予定		有り		無し	
本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金 以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無		有り		無し	

注1 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入

注2 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車

注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは

大型車 車両総重量(GVW)12t超

中型車 車両総重量(GVW)7.5t超12t以下

小型車 車両総重量(GVW)2.5t超7.5t以下

注4 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること

注5 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する

注6 車名、型式、車の種類、区分(以下「区分等」という。)が同じ車両、同じ値引額の申請台数を記載

なお、種類等が異なる場合は、本様式(様式第1(その8の1))を複数枚記載して添付する

注7 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取り価格は含まない

改造車両の場合、改造事業者が算出した改造に要する費用で当機構が承認した経費

注8 基準額:「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額

注9 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する

(値引額とは、事前登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする)

注10 係数は次の通りとする。電気自動車:2/3、プラグインハイブリッド自動車:1/2、燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車:3/4

注11 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

注12 交付申請額:導入計画台数(A)×(B) 改造車は環境省と協議の上算出

※ 同じ型式で事業用と自家用の両方を申請の場合は基準額が異なるため、この様式は分けて記入すること

表明書

一般財団法人 環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久 靖 殿

表明者(使用者)

住所 〒

氏名又は名称

代表者役職・氏名

[令和7年度補正予算商用車等の電動化促進事業(トラック)に係る表明]

以下の CO2 排出削減のための取組の実施について表明いたします。

以下の(1)又は(2)の取組を実施します。^{注1}

(1) GXリーグへの参画

(2) 以下の取組

- ① 国内での Scope1・2 に関する削減目標を設定し、進捗状況を毎年報告・公表^{注2}
- ② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表

注1 表明の際は、“□”にレ点を入れること

注2 令和8年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。なお、第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること

別添

令和 年 月 日

誓 約 書

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

私は脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))の申請を実施するに当たり下記の内容について理解の上、遵守することを誓約します。リースにおける車両、充電設備の貸渡し先に対しても誓約内容を遵守するよう求めます。この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して一切の措置に対して意義の申立てを行いません。

記

交付規程、公募要領に記載の注意事項、特に以下「申請に関する誓約内容」について、内容を確認し合意する場合、チェック☑を入れてください。

※すべての項目にチェックがない場合は、申請できません。

[申請に関する誓約内容]

- 代表申請者は、補助事業を自ら行い、かつ、その財産を取得する者に限ること。
- 本補助金の交付決定を受けた後は、新たに本補助金以外の国の他の補助金の交付について申請しないこと。
- 充電設備の申請にあたっては、課金装置の使用はしないこと、また車両台数を上回る充電器口数の申請は行わないこと。
- 申請に関連した書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間(車両)又は6年間(充電設備)の間、保存しておかなければならないこと。
- 補助金の交付を受けた車両・充電設備については機構が配付するステッカーを補助対象車両、充電設備に貼付すること。
- 財産処分制限期間が経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならないこと。
- 補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証のため、補助対象車両の事業報告書(走行データ報告書)を当該年度及びその後1年間提出が必要であること。
- 補助事業の実施により二酸化炭素排出量が確実に削減されることが重要で、その義務が十分果たされないときは、改善のための指導を受けるとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しもあること。

様式第1(その10の1)(第5条関係)

第 号
年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))により取得する財産処分(抵当権の設定)承認申請書

標記について、令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事(トラック))交付規程第5条第2項及び第8条第1項第十四号の規定に基づき「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知)第2の1に準じて、様式第1(その10の2、その10の3)の処分について承認を求めます。

様式第1(その10の2)

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定)

2 処分の概要

補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸渡し先の氏名または名称、事業者番号(数字12桁)及び住所		
車名 及び型式			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A-B)
令和7年度	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分(抵当権の設定)予定 年月日
※該当するものに○を付す。 <ul style="list-style-type: none"> 補助財産を取得する資金の確保のため。 補助事業者の事業の資金繰りのため(当該抵当権設定を認めなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの)。 					

注1 処分制限期間(A)について、積載量2トン以下の場合は3年、積載量2トン超の場合は4年

様式第1(その10の3)

1 処分の種類 (転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設(設備)名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
	造	m ²	m ²		
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全 体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円		年	年
⑮処分の内容				⑯処分年月日	
⑰譲渡額 (譲渡の場合)	⑱評価額	⑲評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (イ (ア) イ (イ) イ (ウ))

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (イ(ア)、イ (イ)、イ(ウ)、イ(エ) ウ、エ、オ (ア)、オ (イ))

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1) a、(1) b、(1) c、(2)

2 地方公共団体以外の者 (1) a、(1) b、(1) c、(2)

3 第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) 以外 第4の2 第4の3

5 添付資料

- ・対象施設(設備)を処分したことが確認できる図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・その他参考となる資料(譲渡や貸付に係る契約書や登記簿等)

注1 処分制限期間(A)については、機構が別に定める

様式第1(その11)

非化石エネルギー自動車の区分別導入台数とその割合（計画）車両総重量8トン以下の商用車

申請者（補助事業者） 氏名又は名称

代表者の役職・氏名

（貸渡し先（リース会社が申請者の場合））

本補助金の利用による野心的な導入目標を設定し、商用車^{注1}の保有計画台数を記入する

（手書きの場合は非化石エネルギー自動車割合(%)も記入してください）

(台数)

年度			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
電気自動車(BEV)	①	軽自動車 保有計画台数							
		8トン以下 (軽自動車除く) 保有計画台数							
プラグインハイブリッド車(PHEV)	②	保有計画台数							
燃料電池車(FCV)	③	保有計画台数							
水素内燃機関型自動車	④	保有計画台数							
非化石エネルギー自動車合計	⑤ = ① + ② + ③ + ④	保有計画台数	0	0	0	0	0	0	
全保有車両台数	⑥	保有計画台数							
非化石エネルギー自動車割合(%)	⑤/⑥	保有計画台数割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
非化石エネルギーへの転換の定量目標								2030年度における貨物トラックの非化石エネルギー自動車の使用割合が5%以上	↑
								判定	可・不可

注1 1ナンバー、4ナンバー、8ナンバー(乗用車ベースの改造車は除く)など

注2 使用者の商用車保有台数を記入(リース車両も含む)

注3 すべての欄に入力のこと(0の場合、空白とせず0を記入)

様式第1(その11)

非化石エネルギー自動車の区別導入台数とその割合(計画)車両総重量8トン超商用車^{注1}

申請者(補助事業者) 氏名又は名称

代表者の役職・氏名

(貸渡先 (リース会社が申請の場合))

本補助金の利用による野心的な導入目標を設定し、商用車^{注2}の保有計画台数を記入する

(手書きの場合は非化石エネルギー自動車割合(%)も記入してください)

(台数)

年度			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
電気自動車(BEV)	①	保有計画台数						
プラグインハイブリッド車(PHEV)	②	保有計画台数						
燃料電池車(FCV)	③	保有計画台数						
水素内燃機関型自動車	④	保有計画台数						
非化石エネルギー自動車合計	⑤ = ① + ② + ③ + ④	保有計画台数	0	0	0	0	0	0
全保有車両台数	⑥	保有計画台数						
非化石エネルギー自動車割合(%)	⑤/⑥	保有計画台数割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

注1 車両総重量8トン超商用車は非化石エネルギーへの転換の定量目標は定められていないため提出は任意

注2 1ナンバー、8ナンバー(乗用車ベースの改造車は除く)など

注3 使用者の保有台数を記入(リース車両も含む)

注4 すべての欄に入力のこと(0の場合、空白とせず0を記入)

様式第2(第6条関係)

令和 第 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))
変更交付申請書

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号(申請番号)で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))を下記のとおり変更したいので、令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程(以下「交付規程」という。)第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由

(注) 具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	FAX番号
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	FAX番号
	Eメールアドレス @	

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること

注2 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する

注3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、様式第1(その5の1、その5の2)及び(その6の1)については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））
交付決定通知書

補助事業者

(貸渡し先（リースの場合）)

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））については、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程(令和5年6月23日環補電第5-002号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の交付予定額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助対象経費（導入車両）	金	円
補助対象経費（充電設備）	金	円
交付決定額（導入車両）	金	円
交付決定額（充電設備）	金	円
- 3 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金額は、この交付予定額になるが、確定額は令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付額確定通知書に記載された確定額になる。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付要綱（令和5年5月16日付け環水大自発第2305162号）、商用車等の電動化促進事業（トラック）実施要領（令和5年5月16日付け環水大自発第2305161号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 6 補助事業者における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の環境優良車普及機構に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、環境優良車普及機構は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。
- 8 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、

取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省等（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者
- (2) 担当者
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

※複数年度申請し、本交付決定通知を受けた場合でも、翌年度はまた交付申請が必要である。

様式第3（第7条関係）

環補電ホ第 号
(申請番号)

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））
交付決定通知書（国庫債務負担行為）

補助事業者

(貸渡し先（リースの場合）)

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））については、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程(令和5年6月23日環補電第5-002号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。

2 補助金の交付予定額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助対象経費(導入車両)	令和 年度	金	円
	令和 年度	金	円
	令和 年度	金	円
補助対象経費(充電設備)	令和 年度	金	円
	令和 年度	金	円
	令和 年度	金	円
交付決定額(導入車両)	令和 年度	金	円
	令和 年度	金	円
	令和 年度	金	円
交付決定額(充電設備)	令和 年度	金	円
	令和 年度	金	円
	令和 年度	金	円

3 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金額は、この交付予定額になるが、確定額は令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付額確定通知書に記載された確定額になる。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付要綱（令和5年5月16日付け環水大自発第2305162号）、商用車等の電動化促進事業（トラック）実施要領（令和5年5月16日付け環水大自発第2305161号）及び交付規程に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の環境優良車普及機構に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、環境優良車普及機構は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。
- 8 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省等（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者
- (2) 担当者
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第4（第7条関係）

環補電ホ第 号
（申請番号）

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））
変更交付決定通知書

補助事業者

（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））については、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程（令和5年6月23日環補電第5-002号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀 家 久 靖

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 変更後の補助金の額は、次のとおりである。
(導入車両)
変更前補助対象経費 金 円 変更前補助金の額 金 円
変更後補助対象経費 金 円 変更後補助金の額 金 円
増 減 額 金 円 増 減 額 金 円
(充電設備)
変更前補助対象経費 金 円 変更前補助金の額 金 円
変更後補助対象経費 金 円 変更後補助金の額 金 円
増 減 額 金 円 増 減 額 金 円
- 変更後の補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付要綱（令和5年5月16日付け環水大自発第2305162号）、商用車等の電動化促進事業（トラック）実施要領（令和5年5月16日付け環水大自発第2305161号）及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

- 7 補助事業者が P0 ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の環境優良車普及機構に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、環境優良車普及機構は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。
- 8 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省等（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者
- (2) 担当者
- (3) 連絡先（電話番号・E メールアドレス）

様式第4（第7条関係）

環補電ホ第 号
(申請番号)

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））
変更交付決定通知書（国庫債務負担行為）

補助事業者

(貸渡し先（リースの場合）)

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））については、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程（令和5年6月23日環補電第5-002号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀 家 久 靖

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。

2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

(導入車両)

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
増減額	金	円	増減額	金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円

(充電設備)

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
増減額	金	円	増減額	金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円
	うち令和 年度分 金	円		うち令和 年度分 金	円

3 変更後の補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付要綱(令和5年5月16日付け環水大自発第2305162号)、商用車等の電動化促進事業(トラック)実施要領(令和5年5月16日付け環水大自発第2305161号)及び交付規程に従わなければならない。

- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 補助事業者がP0ファイナンス(本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の環境優良車普及機構に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、環境優良車普及機構は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。
- 8 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省等(環境省から委託を受けた民間事業者を含む。)から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者
- (2) 担当者
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久 靖 殿

申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 環補電ホ第 号（申請番号 ）で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））の計画を下記のとおり変更したいので、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること

注2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1（その5の1、その5の2）及び（その6の1）に変更後の内容を記載して添付すること

注3 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1（その5の2）及び（その6の1）に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖 殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 環補電ホ第 号（申請番号 ）で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程第8条第1項第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること

注2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1（その5の1、その5の2）及び（その6の1）を使用し記載するとともに、様式第1（その5の2）及び（その6の1）に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること

様式第7の1（第8条関係）

令和 第 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））
遅延報告書

令和 年 月 日付け 環補電ホ第 号（申請番号 ）で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））の遅延について、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

注2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））
遂行状況報告書

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号（申請番号 ）で交付決定の通知を受けた令和7年度補正
予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））の遂行状況について、令和
7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程第
8条第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象車両 (商用車等の種類、製造者名、車名、型式)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
計			
2. 電気自動車用充電設備 (充電設備の製造者名、型式等)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
計			

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（トラック））名称変更等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第七号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

注2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、その代表者が申請すること。

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))について、令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程第8条第1項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

注2 別紙として積算の内容を添付すること

様式第10 (第8条関係)

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (トラック))
取得財産等管理台帳
(令和7年度補正予算)

財産名 (商用車等の車名・登録番号、電気自動車用充電設備の型式等及び備品等)	規格	数量	単価 (円) 注1	金額 (円) 注1	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所 注2

- ※ 対象となる取得財産等は、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車等の電動化促進事業 (トラック)) により取得又は改造した価格が単価50万円以上の車両及び電気自動車用充電設備とする
- ※ 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること
- ※ 取得年月日は、自動車にあっては初度登録年月日を、充電設備にあっては設置完了年月日を記載すること

注1 補助経費を記載すること

注2 営業所の位置、使用本拠の位置・住所と同じ

様式第11の1（第11条関係）

令和 第 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

補助事業者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(トラック))完了実績報告書
(トラックを報告する場合)

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号(申請番号^{注2})で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))の事業を完了しましたので、令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
導入車両金 円(令和 年 月 日 第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績
様式第11(その4の1)及び(その5)に記載のとおり
- 補助事業の実施期間^{注3} 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 添付資料
補助事業の実施報告書 様式第11(その4の1)及び(その5)
- 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	FAX番号
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	FAX番号
	Eメールアドレス @	

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

注2 申請番号とは様式第3の交付決定通知書に付した申請番号

注3 交付決定日~完了実績報告書の提出日

様式第11の2(第11条関係)

令和 年 月 日
第 号

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久 靖 殿

補助事業者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(トラック))完了実績報告書
(充電設備を報告する場合)

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号(申請番号^{注2})で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))の事業を完了しましたので、令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
充 電 設 備 金 円 (令和 年 月 日 第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績
様式第11(その4の2)に記載のとおり
- 補助事業の実施期間^{注3} 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 添付資料
補助事業の実施報告書 様式第11(その4の2)
- 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	FAX 番号
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	FAX 番号
	Eメールアドレス @	

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

注2 申請番号とは様式第3の交付決定通知書に付した申請番号

注3 交付決定日~完了実績報告書の提出日

様式第11の3(第11条関係)

令和 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

補助事業者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(トラック))完了実績報告書
(改造車を報告する場合)

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号(申請番号^{注2})で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))の事業を完了しましたので、令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
導入車両金 円 (令和 年 月 日 第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績
様式第11(その4の1)及び(その5)に記載のとおり
- 補助事業の実施期間^{注3} 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 添付資料
補助事業の実施報告書 様式第11(その4の1)及び(その5)
- 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	FAX 番号
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	FAX 番号
	Eメールアドレス @	

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

注2 申請番号とは様式第3の交付決定通知書に付した申請番号

注3 交付決定日~完了実績報告書の提出日

様式第11(その4の1)

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施報告書(車両) (車台番号ごとに提出)^{注1}

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人 の場合は氏名 ^{注2}						
営業所名							
営業所位置(使用本拠の位置・住所)							
補助対象	種類 ^{注3}		BEV		PHEV		FCV
			バッテリー交換式		水素内燃		改造車
	区分 ^{注4}		軽自動車(バン)		軽自動車(トラック)		トラクタ
		トラック(小型)		トラック(中型)		トラック(大型)	
車両	登録番号						
	車台番号						
	車名 ^{注5}						
	通称名 ^{注5}						
	型式 ^{注5}				バッテリーサイズ ^{注6}		
	抵当権の有無			有			無
	補助事業完了日 ^{注7}					令和	年 月 日
補助金交付申請額(1台分)					金額		
(1)補助対象経費(補助対象車両価格) ^{注8}						円	
(2) 寄付金その他の収入						円	
(3)補助対象経費支出額((1)-(2))						円	
(4) 基準額 ^{注9}						円	
(5) 値引額 ^{注10}						円	
(6) 値引額 × 係数 ^{注11}						円	
(7) 基準額-(値引額×係数) ((4)-(6)) ^{注12}						円	
(8) 補助金交付対象額の算定 (3)と(7)を比較して少ない方の額						円	
(9) 補助金交付決定額(交付決定時の額)						円	
(10) 補助金交付申請額 (8)と(9)を比較して少ない方の額						円	

注1 車台番号ごとに本様式(様式第11(その4の1))を複数枚記載して添付する

注2 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入する

注3 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車

注4 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは、大型車 車両総重量(GVW)12t超

中型車 車両総重量(GVW)7.5t 超12t以下

小型車 車両総重量(GVW)2.5t 超7.5t以下

注5 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること

注6 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する

注7 補助対象車両の登録日

注8 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取り金額は含まない

注9 基準額:「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額

注10 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する

(値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする)

注11 係数は次の通りとする 電気自動車:2/3、プラグインハイブリッド自動車:1/2、燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車:3/4

注12 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

※ 車両本体価格が判別可能な請求書を添付すること

様式第11(その4の2)

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施報告書(充電設備) (型式ごとに提出)

充電機器	メーカー名 ^{注2} :	
	型式 ^{注2} :	
	製造番号 ^{注2} :	
	出力電力 ^{注2} :	kW
	認証登録 ^{注5} : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他証明書	
	台数:	台 (総口数 <input type="checkbox"/>)
営業所名		
営業所位置(使用の本拠の位置・住所)		
所要経費		金額
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注3}		円
(2)-1 基準額 ^{注4}		円
(3)-1 上限額		円
(4)-1 補助金所要額(充電機器・1台) 「(2)-1」と「(3)-1」を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円
(5)-1 補助金所要額・充電機器(「(4)-1」×台数)		円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		円
(2)-2 基準額 ^{注4}		円
(3)-2 補助金所要額(工事費・全体) 「(2)-2」と上限額を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		円
(1)-3 補助金所要額・充電設備(「(5)-1」+「(3)-2」)		円
(1)-4 充電設備の総事業費(「(1)-1」×台数+「(1)-2」) ^{注6}		円
(2)-4 寄付金その他の収入 ^{注6}		円
(3)-4 補助対象経費支出予定額(「(1)-4」-「(2)-4」)		円
(4)-4 補助金所要額((1)-3) ^{注6}		円
(5)-4 補助金交付申請額・充電設備 「(3)-4」と「(4)-4」を比較して少ない額		円

注1 充電設備型式ごとに本様式(様式第11(その4の2))を複数枚記載して添付する

注2 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない

注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額とする

注5 該当する項目に☑を付す

注6 複数の型式の充電設備を導入する場合、(1)-4以降の欄は全ての型式分の合計額を記載する(例えば、(1)-4は全ての型式分の充電機器に係る事業費(工事費含む)の合計を記載する)

様式第11(その5)

商用車等の電動化促進事業(トラック)実施報告書(実績)

※型式ごとに記入

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人の場合は氏名 ^{注1}			
補助対象車両	種類 ^{注2}	BEV	PHEV	FCV
		バッテリー交換式	水素内燃	改造車
	区分 ^{注3}	軽自動車(バン)	軽自動車(トラック)	トラクタ
		トラック(小型)	トラック(中型)	トラック(大型)
	事業用・自家用	事業用		自家用
	車名 ^{注4}			
	通称名 ^{注4}			
型式 ^{注4}	—	バッテリーサイズ等 ^{注5}		
導入実績	令和7年度補正	導入車両(令和8年2月2日～令和9年1月15日)		
	導入計画台数 ^{注6}			台
	交付対象台数	(A)		台
	(1) 補助対象経費 ^{注7} (補助対象車両価格)			円
	(2) 寄付金その他の収入			円
	(3) 補助対象経費支出額(1)-(2)			円
	(4) 基準額 ^{注8}			円
	(5) 値引額 ^{注9}			円
	(6) 値引額×係数 ^{注10}			円
	(7) 基準額-(値引額×係数) (4)-(6) ^{注11}			円
	(8) 補助金交付申請額の算定 (3)と(7)を比較して少ない方の額	(B)		円
	(9) 補助金交付決定額 (交付決定時の額)	(C)		円
	(10) 交付対象額 ^{注12} (8)と(9)を比較して少ない方の額	A×(B または C)		円
抵当権設定の予定		有り	無し	
本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金 以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無		有り	無し	

注1 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は その名称を記入

注2 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車

注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは 大型車 車両総重量(GVW)12t超、中型車 車両総重量(GVW)7.5t超12t以下、
小型車 車両総重量(GVW)2.5t超7.5t以下

注4 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること

注5 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する

注6 車名、型式、車の種類、区分(以下「区分等」という。)が同じ車両の申請台数を記載 なお、種類等が異なる場合は、本様式(様式第11(その5))を複数枚記載して添付する

注7 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取り価格は含まない

注8 基準額:「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額

注9 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する
(値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする)

注10 係数は次の通りとする。 電気自動車:2/3、プラグインハイブリッド自動車:1/2、燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車:3/4

注11 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

注12 交付対象額:導入計画台数(A)×(B) 改造車は環境省と協議の上算出

※ 同じ型式で事業用と自家用の両方を申請の場合は基準額が異なるため、この様式は分けて記入すること

様式第12（第12条関係）

環補電ホ第 号
（申請番号 ）
（LEVO管理番号 ）

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付額確定通知書

補助事業者

（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号で交付決定した令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））については、 年 月 日付け 第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））交付規程第12条第1項の規定により通知する。

記

確定額

導入車両	金	円
（登録番号： 車台番号： ）		
充電設備	金	円
（型式： 製造番号： ）		
確定額合計額	金	円

年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- 責任者
- 担当者
- 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）
（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

トラックを報告する場合

リース料金算定根拠明細書

申請者
氏名又は名称

車名:

型式: -

登録番号:

貸与先: 様

貸与月数: _____ヶ月

単位:円、消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
車両価格			
補助金		▲	
小計①			
諸税等			
金利等			
小計②			
残存価格③	▲	▲	
合計①+②-③			差
リース料月額			

※車両価格は様式第11(その4の1)の補助対象経費とする

トラックを報告する場合

リース料金算定根拠明細書

申請者
氏名又は名称

車名:

型式: -

登録番号:

貸与先: 様

貸与月数: _____ヶ月

単位:円、消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
車両価格			
補助金		▲	
小計(①)			
諸税等			
金利等			
小計(②)			
残存価格(③)	▲	▲	
合計(①+②-③)			差
リース料月額			回
			回

※車両価格は様式第11(その4の1)の補助対象経費とする

トラックを報告する場合

リース料金算定根拠明細書

申請者
氏名又は名称

車名:

型式: -

登録番号:

貸与先: 様

貸与月数: _____ヶ月

単位:円、消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
車両価格			
補助金		▲	
小計①			
諸税等			
金利等			
小計②			
残存価格③	▲	▲	
合計①+②-③			差
前払い金等			頭金として
リース料月額			

※車両価格は様式第11(その4の1)の補助対象経費とする

充電設備を報告する場合

リース料金算定根拠明細書

申請者
氏名又は名称

メーカー名:

型式: -

製造番号:

貸与先: 様

貸与月数: _____ヶ月

単位:円、消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
充電設備価格			
工事費			
補助金		▲	
小計①			
諸税等			
金利等			
小計②			
残存価格③	▲	▲	
合計①+②-③			差
リース料月額			

※充電設備価格は様式第11(その4の2)の補助対象経費とする

様式第13 (第13条関係)

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖 殿

補助事業者^注 住所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))
精算払請求書

交付額確定通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))の精算払を受けたいので、令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額	(導入車両) 金		円
	(充電設備) 金		円
	請求額合計 金		円
金融機関名		支店名	
銀行コード		支店コード	
預金の種別		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること

補助金執行団体記入欄

交付額 確定通知番号	環補電ホ第	号	確定通知日	
---------------	-------	---	-------	--

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家久靖殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))
に係る翌年度補助事業開始承認申請書

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号(申請番号)で交付決定の通知を受けた令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程(以下「交付規程」という。)第15条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1. 翌年度補助事業の概要
 - (1) 前年度交付決定通知番号
 - (2) 補助事業の種類・名称・令和7年度補正予算交付決定額
 - (3) 補助事業の概要
 - (4) 翌年度における補助事業の概要
2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性
3. 参考資料

(注) 具体的に記載する。
4. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	FAX番号
連絡先	Eメールアドレス @	
	担当者(所属部署・職名・氏名)	
担当者 連絡先	住所 〒 -	
	電話番号	FAX番号
	Eメールアドレス @	

※本申請に対して承認を受けた場合でも、翌年度はまた交付申請が必要である。

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること

注2 1の金額欄の上部に()書きで令和7年度補正予算の交付決定額を記載する

注3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて翌年度部分について作成することとし、様式第1(その5の1、その5の2)及び(その6の1)については、令和7年度補正予算の交付決定の金額を上段に()書きし、翌年度の金額を下段に記載すること

環境大臣 殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))
年度事業報告書

令和 年 月 日付け環補電ホ第 号(申請番号)で交付決定の通知を受けた令和7年度補正
予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))について、令和7年度(補
正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))交付規程第16条の規
定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

(1) 年度 走行データ報告書(実績)

(2) 最終走行キロ(km)が確認できるオドメーターの画像^{注3}



(3) 月ごとの走行量に著しく変動があった場合、その原因

注1 様式第15は参考様式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある

注2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

注3 走行データ報告書の最終走行キロ(km)と一致していること

走行データ報告書 【2年度分】

社 名: _____

貸 渡 先: _____

担当者名: _____

電話番号: _____

申請番号	
LEVO管理番号	

車台番号		車両登録年月日及び番号		
------	--	-------------	--	--

[月別走行データ]

年度				年度				備 考
年/月	走行キロ (km)	稼働日数	備考	年/月	走行キロ (km)	稼働日数	備考	
年	2月			/				走行実績なし月間・その他 登録番号変更履歴 ※要 車検証添付
	3月							
	4月			年	4月			
	5月				5月			
	6月				6月			
	7月				7月			
	8月				8月			
	9月				9月			
	10月				10月			
	11月				11月			
12月			12月					
年	1月				年	1月		
	2月			2月				
	3月			3月				
年度計			年度計					